



三好・美馬6ヶ月ゼロ災運動

令和6年7月1日～12月31日

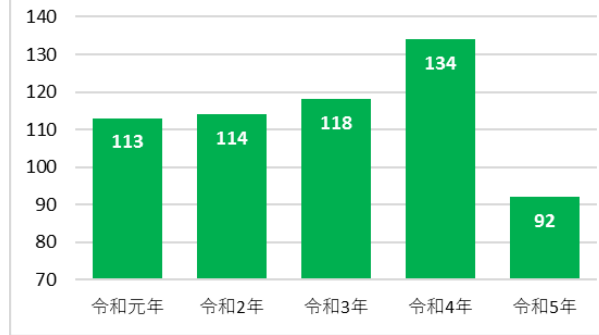
運動の目的

三好・美馬地区の労働災害（休業4日以上）は令和元年以降、100件程度の水準で推移しています（コロナウィルス感染症による労働災害は令和4年165件、令和5年57件）。また、死亡災害は令和2年以降3年連続で発生していませんでしたが、令和5年に2件（林業1件、小売業1件）の死亡災害が発生してしまいました。

このような状況を踏まえ、労働災害の減少と死亡災害「ゼロ」の継続を図ることを目的として本運動を展開することとしました。

経営トップや現場管理者による安全宣言を行い、これを実行することにより災害防止のための取り組みを展開し、安全衛生管理水準の向上と自主的な労働災害防止活動の活性化を図り、労働災害「ゼロ」の職場を目指しましょう。

労働災害の推移（三好署管内）



出典：労働者死傷病報告

運動実施期間等

実施期間	令和6年7月1日から12月31日まで（6ヶ月間）
参加資格	三好市、美馬市、東みよし町、つるぎ町で、労働者を雇用する事業場（参加費は不要）。
参加申し込み	令和6年6月1日から6月30日までの間に、「参加申込書」【様式第1号】を裏面の三好労働基準協会会長あてにFAXか郵送で申し込みください。
結果報告	6ヶ月間の運動実施期間終了後、令和7年1月4日から1月16日までの間に、「結果報告書」【様式第2号】を三好労働基準協会会長あてにFAXか郵送で報告してください。 ※労働災害の発生の有無にかかわらず、必ず報告してください。

実施事項

本運動の参加者は、次のような項目について積極的に展開し、運動実施期間中における「ゼロ災」の達成を目指します。

- 経営トップや現場責任者が安全の決意表明（安全宣言）を行い、自らも率先して安全パトロールを実施します。
- 安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実効ある管理体制を確立します。
- 危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動等、日常的な安全衛生活動への取り組みを行います。
- 危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき必要な措置（リスク低減対策）を実施します。
- 高年齢労働者に配慮した労働災害（腰痛、転倒災害等）の防止対策を図ります。
- 『安全の見える化』の普及促進を図り、職場に潜む危険個所を目に見える形で分かりやすく表示することにより、効果的な災害防止活動を展開します。
- 業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施します。
- その他、職場安全集会の実施やポスター（安全宣言等）の掲示等、安全衛生意識の気運を高めるためのあらゆる運動を展開します。

※その他「中央労働災害防止協会」「職場の安全サイト」などのHP資料も参照してください。

6か月ゼロ災運動達成証の交付

実施結果報告に基づき、本運動期間中に**ゼロ災（死亡災害、休業1日以上災害、障害を伴う災害が無いこと）**を達成した事業者には、『三好・美馬6ヶ月ゼロ災運動達成証』を交付します。対象事業場には、後日、達成証授与式の案内をします。

事務局（申し込み先）

〒778-0002
三好労働基準協会
三好市池田町マチ2425-1
TEL：0883-72-1857
FAX：0883-72-5204



安全宣言の方法

単に、「**安全带（墜落制止用器具）の着用徹底**」などのような呼びかけではなく、下記のような取り組む行動を具体的に記入した『**安全宣言**』を作成し、各作業場・朝礼場所・休憩所などの目につきやすい場所に掲示してください。

工事の進捗状況や作業工程の変更など、必要に応じて『**安全宣言**』の内容も更新してください。宣言した者の氏名・押印（又は自筆の署名）を入れると効果的です。

『**安全宣言**』の書式は任意です。別添の参考様式を参照してください。

経営トップの安全宣言例

- ・毎日の職場巡視により、安全作業を呼びかけます。
- ・毎朝の朝礼時に安全作業の指示を行います。

現場責任者の安全宣言例

- ・〇〇機械の使用開始前には、必ず点検を実施します。
- ・〇〇機械の掃除、点検、刃部の取替時には必ず機械を停止させます。
- ・高所作業では、安全帯の使用を徹底させ、墜落防止を図ります。
- ・熱中症予防のため、定期的に水分・塩分を補給させます。
- ・新規入場者の全員と会話を交わし、安全教育・訓練を実施します。
- ・交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- ・作業床（通路）の濡れ防止、滑り止め、段差の解消により転倒を防止します。
- ・整理整頓や不要な積荷の移動により、安全な作業通路を確保します。